

議案第 127 号

延滞金又は督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

延滞金又は督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

延滞金又は督促手数料の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市市税条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市市税条例（平成 16 年伊賀市条例第 109 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「50 円」を「80 円」に改める。

(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第 2 条 税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 16 年伊賀市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「50 円」を「80 円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第 4 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年

7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例の一部改正）

第3条 伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例（平成16年伊賀市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第11条中「年14.6パーセント」の次に「（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント又は前年11月末日における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合のいずれか低い率）」を加える。

附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した額をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正）

第4条 伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成16年伊賀市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第11条中「年14.6パーセント」の次に「（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント又は前年11月末日における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合のいずれか低い率）」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合等の特例)

- 3 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した額をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(伊賀市介護保険条例の一部改正)

第5条 伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第10条中「50円」を「80円」に改める。

第11条第1項中「年7.3パーセント」の次に「又は前年11月末日における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合のいずれか低い率」を加える。

附則第6項中「延滞金額の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に改め、「その年」の次に「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(伊賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第6条 伊賀市後期高齢者医療に関する条例(平成19年伊賀市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第5条中「50円」を「80円」に改める。

第6条第1項中「年7.3パーセント」の次に「又は前年11月末日における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合のいずれか低い率」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合等の特例)

- 5 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条の改正規定を除く。)、第3条の規定、第4条の規定、第5条の規定(伊賀市介護保険条例第10条の改正規定を除く。)及び第6条の規定(伊賀市後期高齢者医療に関する条例第5条の改正規定を除く。)は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例附則第

3項の規定、第3条の規定による改正後の伊賀市国民健康保険高額療養資金貸付条例附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の伊賀市国民健康保険出産費資金貸付条例附則第3項の規定、第5条の規定による改正後の伊賀市介護保険条例附則第6項の規定及び第6条の規定による改正後の伊賀市後期高齢者医療に関する条例附則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。